

---

令和7年 第5回(定例)日南町議会会議録(第4日)

令和7年9月25日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

令和7年9月25日 午前9時開議

- 日程第1 議案第60号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第76号 令和7年度日南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第77号 令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第67号 令和6年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第5 議案第68号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第6 議案第69号 令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第7 議案第70号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第8 議案第71号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 議案第72号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第73号 令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第74号 令和6年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第75号 令和6年度日南町病院事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第78号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第79号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第80号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 令和7年陳情第5号 消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書
- 日程第17 令和7年陳情第6号 デマと排外主義を認めず多文化共生社会の実現を目指す決議を求める陳情
- 日程第18 令和7年陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書
- 日程第19 令和7年陳情第8号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書
- 日程第20 令和7年陳情第9号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善

を求める意見書提出を求める陳情書

- 日程第21 令和7年陳情第10号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第22 令和7年陳情第4号 牛ノ尾川の維持管理に関する陳情書
- 日程第23 発議第7号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出について
- 日程第24 発議第8号 簡易水道事業及び下水道事業への財政措置の強化を求める意見書提出について
- 日程第25 発議第9号 生活保護基準引き下げに対する「いのちのとりで裁判」の最高裁判決を踏まえた早期の全面解決を求める意見書提出について
- 日程第26 議員派遣の件
- 日程第27 委員の派遣について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会の調査)  
(総務教育常任委員会の調査)  
(経済福祉常任委員会の調査)  
(議会広報常任委員会の調査)  
(中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査)  
(行政調査特別委員会の調査)

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第60号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第76号 令和7年度日南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第77号 令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第67号 令和6年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第5 議案第68号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第6 議案第69号 令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第7 議案第70号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第8 議案第71号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 議案第72号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第73号 令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第74号 令和6年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第75号 令和6年度日南町病院事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第78号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ

とについて

- 日程第14 議案第79号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第80号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 令和7年陳情第5号 消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書
- 日程第17 令和7年陳情第6号 テマと排外主義を認めず多文化共生社会の実現を目指す決議を求める陳情
- 日程第18 令和7年陳情第7号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書
- 日程第19 令和7年陳情第8号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書
- 日程第20 令和7年陳情第9号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第21 令和7年陳情第10号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第22 令和7年陳情第4号 牛ノ尾川の維持管理に関する陳情書
- 日程第23 発議第7号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出について
- 日程第24 発議第8号 簡易水道事業及び下水道事業への財政措置の強化を求める意見書提出について
- 日程第25 発議第9号 生活保護基準引き下げに対する「いのちのとりで裁判」の最高裁判決を踏まえた早期の全面解決を求める意見書提出について
- 日程第26 議員派遣の件
- 日程第27 委員の派遣について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会の調査)  
(総務教育常任委員会の調査)  
(経済福祉常任委員会の調査)  
(議会広報常任委員会の調査)  
(中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査)  
(行政調査特別委員会の調査)

---

出席議員(9名)

2番 大西 保君                      3番 櫃田 洋一君  
4番 荒金 敏江君                    5番 岡本 健三君

6番 荒木 博君  
7番 岩崎 昭男君  
8番 高橋 洋志君  
9番 近藤 仁志君  
10番 山本 芳昭君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 長崎 みよ君 書記 ..... 倉光 祐希君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 中村 英明君 副町長 ..... 角井 学君  
教育長 ..... 青戸 晶彦君 総務課長 ..... 實延 太郎君  
まち未来創造課長 ..... 島山 圭介君 地域づくり推進課長 浅田 雅史君  
住民課長 ..... 島山 亮子君 環境エネルギー課長 宇田 聖子君  
福祉保健課長 ..... 出口 真理君 こども若者未来課長 坪倉 洋子君  
農林課長 ..... 坂本文彦君 建設課長 ..... 渡邊 輝紀君  
教育次長 ..... 段塚 直哉君 会計管理者 ..... 高柴 博昭君  
農業委員会事務局長 高橋 裕次君 病院事業管理者 ..... 福家 寿樹君

---

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は9名です。定足数に達していますので、令和7年第5回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット日程ファイルのとおりです。

タブレット追加報告書フォルダー、例月出納検査ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和7年9月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。例月出納検査ファイルのとおり報告します。

---

日程第1 議案第60号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル2ページ。

日程第1、議案第60号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第1、議案第60号の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第60号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第2 議案第76号 及び 日程第3 議案第77号

○議長（山本 芳昭君） タブレット追加議案書ファイル2ページから。

日程第2、議案第76号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第4号）、日程第3、議案第77号、令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、以上、補正予算関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第76号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円ちょうどですが、この金額を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,630万7,000円とする内容でございます。

今回の補正の内容でございますが、8月の7日から11日に発生しました豪雨災害による農地が2か所、農業用施設2か所の復旧工事に係る工事請負費の増額を計上させていただく内容でございます。

財源ですが、鳥取県の耕地災害等復旧費補助金を充当するものでございます。

主な補正の具体的ですが、歳入で県支出金で484万円、耕地災害等復旧費の補助金であります。歳出のほうですが、災害復旧費の耕地災害復旧事業ということで500万円ちょうどです。先ほど申し上げました農地2か所、農業用施設2か所に係ります復旧の事業費でございます。

なお、若干説明させていただきますが、9月に入りまして県との協議を得て金額が固まったもので、このたびの補正という形になっております。なお、11月には県の災害

査定を受ける予定であります。

なお、今回、激甚災害の指定という形で、内閣府のほうからの発表によりまして、8月18日及び29日付の発表であります。地域を限定しない激甚災害の指定となる見込みでありますので、その予算を計上させていただいております。

続きまして、議案第77号、令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）であります。

資本的収入と支出というところの予定をさせていただいております。資本的収入のほうですが、補正予算額が500万ちょうどであります。資本的収入の中の企業債が先ほどの500万円ちょうどであります。支出のほうですが、資本的支出の中の建設改良費ということで500万5,000円あります。

具体的な内容でございますが、水道改良事業費ということで、施設設備の設備のほうですが、いわゆる給水加圧ポンプの緊急修繕をお願いをしたいということで、金額的には500万5,000円あります。多里地区の簡易水道事業がありますけれども、湯河地区に加圧ポンプを設置しておりますので、その加圧ポンプのほうに故障したということでの修繕の内容であります。ポンプ自体もかなり当初っていいでしょうか、25年ぐらい経過してるものでありますので、今回、一式の修繕をさせていただきたいという内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑の際は、議案番号をお示しの上、質疑願います。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第77号に関してですが、これ先ほど加圧ポンプが故障ということでしたが、現状どのような対応をされてるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 加圧ポンプにつきましては、2台1ユニットで運転をさせていただいております。そのうちの1台が故障ということで、今2台のうち1台で、通常は時間的にそれぞれ切り替わりながら運転をしていますが、現在は1台で運転をしているというような状況でございます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第2、議案第76号、令和7年度日南町一般会計補正予算（第4号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第76号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第77号、令和7年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第77号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第67号 から 日程第12 議案第75号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告発議フォルダー、決算審査特別委員会審査報告書ファイルをお開きください。

日程第4、議案第67号、令和6年度日南町一般会計決算認定について、日程第5、議案第68号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第6、議案第69号、令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第7、議案第70号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第8、議案第71号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第9、議案第72号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第10、議案第73号、令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定について、日程第11、議案第74号、令和6年度日南町下水道事業会計決算認定について、日程第12、議案第75号、令和6年度日南町病院事業会計決算認定について、以上、令和6年度決算認定の9議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。

各案については、9月4日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していますので、委員長から委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、岡本健三議員。

○決算審査特別委員会委員長（岡本 健三君） 決算審査特別委員会の審査の報告を行います。

報告書を読み上げます。

---

#### 決算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託となった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議

会会議規則第77条の規定により報告する。

令和7年9月25日

日南町議会 決算審査特別委員会  
委員長 岡本健三

日南町議会議長 山本芳昭様

記

(付託案件)

- 議案第67号 令和6年度日南町一般会計決算認定について  
議案第68号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について  
議案第69号 令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定について  
議案第70号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について  
議案第71号 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
議案第72号 令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について  
議案第73号 令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定について  
議案第74号 令和6年度日南町下水道事業会計決算認定について  
議案第75号 令和6年度日南病院事業会計決算認定について

(審査の経過及び結果)

本委員会は、令和7年9月4日、5日、8日、9日、10日、12日に委員会を開催し、付託された各議案の会計決算について慎重に審査を行った。

その結果、令和6年度各会計決算は、議案第67号、68号、69号、70号、71号は賛成多数で、議案第72号、73号、74号、75号は全員一致で、次に述べる審査意見を付して認定すべきと決定した。

(審査意見)

#### 1. 全般

##### ①【主要施策の成果及び財産に関する調書の記述について】

主要施策の成果及び財産に関する調書による決算審査をするにあたり、当初予算説明附属資料の項目が削除、統合されており、審査しにくくなっている。できる限り当初予算説明附属資料と調書の項目を揃え、対比し易くされたい。

##### ②【適正な予算計上と執行について】

後期高齢者医療特別会計歳入決算書において、繰越金が予算計上されていなかった。出納閉鎖後に繰越金が確定したら直近の議会において補正を行い、予算の適正性を確保されたい。

また、農林課の畜産振興対策事業においては、畜産共進会出品奨励金が交付されていなかった。予算の執行は町民との約束事であり細心の確認と確実な執行が求められる。今後は、予算計上と執行を徹底すること。

③【町職員の確保と配置について】

職員数が不足し一部施策においては十分に事業執行ができていなかった。特に地域包括支援センターの事業では、家庭訪問の実施や介護認定調査業務に遅延が発生し、住民サービスの低下につながる深刻な課題となっている。

限られた人員を効果的に配置する方策や、専門人材の確保・育成に早急に努められたい。

.....  
——次は、各課ごとです。  
.....

2. 地域づくり推進課

【企画一般管理事務】

平成30年度からモンゴル・ゾーンモド市と文化交流や労働力の確保を目的に事業推進してきたが、課題で「外国人材活用についても、その可能性があるのか困難であるのか方向性を定める」とある。令和6年度は、病院・日南福社会ともモンゴル以外の国からの介護人材活用を推進している。モンゴルからの人材活用について、止めることを含め早期に内容を精査されたい。

3. 環境エネルギー課

【新エネルギー推進事業】

町内に電気自動車充電設備を6基設置しているが、道の駅の1基を除く5基については保守点検が出来ない状況である。継続、廃止について必要性や費用対効果等在り方を検討されたい。

.....  
以上で報告を終わります。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案番号順に行います。

議案書ファイル90ページから、日程第4、議案第67号、令和6年度日南町一般会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第67号、令和6年度日南町一般会計決算認定に反対の立場で討論いたします。

幾つかポイントがあります。例年申し上げてることがほとんどですが、まず1つは、会計年度任用職員の方と正職員の方、大分格差が縮まってきたとはいえ、やはり休暇

や手当の面でも格差がございますし、そして一番の格差は給与ですね、条例に定める上限額に達すると、何年勤められても給与が上がらないという面がございます。これについては改善をずっと求めているわけですが、なかなか改善されないということでありませう。

それから、地域づくり推進課の青年結婚・UIターン促進事業でして、これもずっと申し上げてるんですが、県のふるさとでの新しいライフステージ支援補助金に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は、年齢制限ですとか妊娠中であるとか、あるいは小さいお子さんがおられないといけないなどというような条件がありまして非常に利用しにくいですし、ジェンダー平等と言われる時代にそぐわないような補助金で、かえってこういう補助金があるということは誤解を招くのではないかと、町に対するですね、そういうことがあって、やめたほうが良いというふうに考えております。

それから、環境エネルギー課の塵芥処理事業について、西部広域行政管理組合の負担金のうち、ごみ処理施設建設費の支出はやめていただきたい。一般廃棄物処理施設整備基本構想の白紙撤回を組合に申し入れていただきたい。特に日南町では、令和6年度から可燃ごみ減量大作戦に取り組んでおりまして、成果が順調に上がっているというふうに認識しております。この先には、広域の焼却施設など造らなくても、もっとお金もかからない環境にもよい方法があるのではないかと思います。

それから、最後に、教育課の外国語教育推進事業について。これも、いつも申し上げておりますが、海外派遣事業、シアトルですね、これは保護者の方に高額の負担を求めるという事業で、やはり経済状況がお子さんの参加に影響しているという可能性があるというふうに思います。国際交流は、オンラインでの交流ですとか、国内に滞在している外国人の方との交流など、全ての児童生徒の方が無理なく参加できる事業に重点を移していただきたいと思います。

以上が反対の理由です。討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 私は、この一般会計を認定すべき立場で意見を述べさせていただきます。

日南町は、限られた財政運営の中で示された健全化判断比率は、実質公債費比率の上昇は見られるものの、いずれも健全である領域で推移しております。その中で、若者・子育て政策にも新たな動きも見られ、今後、拡充し、移住定住につなげていけたらと期待されるものであります。また、地域おこし協力隊も半学半域、インターンシップ型を取り入れ、日南町をフィールドにして、大学生が自身の研さんと併せ町民との交流の中で新たな気づきも生まれております。

医療・福祉分野においては、人員不足によるサービス低下を防ぐため、外国人の採用も本格的に始まっております。バランスの取れた事業執行がなされており、若干の意見

書を添えて認定すべきと判断いたしました。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、一般会計決算の認定に反対の立場で討論します。

国の施策による住民個人への給付金は、誰もが何にでも使える現金での給付を原則とすべきと思います。たったもポイントでの支給は、町独自の施策に限られるべきだと思います。また、憲法に定められた義務教育無償の原則へ近づけるため、小・中学校の給食費の負担軽減、さらには無償化を実施すべきだと思います。また、幼保連携、認定こども園として、原則どおり土曜日も平日同様の保育をすべきだと考えます。以上が反対の趣旨です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。（「今、反対ですね」と呼ぶ者あり）

反対、賛成です。

7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 私は、一般会計決算認定すべきという立場で討論をいたします。

まず、歳出、予算執行全体のことですけれども、予算の現額86億8,106万9,000円という額におきまして、決算額77億8,168万2,000円ということで、予算の執行率89.6%という値となっております。令和5年度におきましては、この執行率というのが87.4%でございました。そういう意味におきまして、6年度の決算につきましては、議決を得た予算、それが高い比率で執行されてるという全体的な動きであったかなと思います。

また、各課決算の聞き取りをする中におきましては、追加聞き取り等も行い、しっかりと事業の効果等精査したと考えております。その上で、委員長報告にございました決算審査の報告に若干意見として上げております意見というのは、決算を認定しない理由までにはならないというふうに考えております。そういう意味におきまして、私は、このたびの一般会計の決算につきましては認定すべきと考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第68号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第68号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場で討論いたします。

これもいつも申し上げてることですけれども、お子さんの均等割、現在、未就学児のみを国の施策で半額免除しておりますが、お子さん、本当に全く所得のない生まれたばかりのお子さんからこの国保税を取るというのは、どうなんだということですね。そういうことで、まるでお子さんができることに対するペナルティーなんじゃないかというようなことを言う方もいらっしゃいます。ですので、ここは、国の施策が行き届かない分、町独自に18歳以下のお子さん全員に対してせめて均等割は全額免除していただきたいということで、私は決算認定に反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

反対議員はいつも主張されておられますが、国民健康保険税にはそもそも扶養という概念はありません。健康保険組合とか協会けんぽ等の仕組みと根本に違いがあります。日南町においては、日南町国保運営協議会において税額を審議されることになっており、協議会の審議内容を尊重したいと思います。また、国保事業全般にわたり適切に事業を執行されております。以上により、私は委員長報告のとおり賛成いたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第69号、令和6年度日南町介護保険特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 介護給付費準備基金は、1期3年間の介護給付を安定的に実施することが目的の基金です。この基金の取崩しで保険料の引下げや介護職員の処遇改善をし、スタッフの確保をすべきと考えます。認定申請調査の遅れ、訪問介護をはじめ必要な介護給付ができていない状態を改善すべきと考えますので、この認定に反対します。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、櫃田洋一議員。

○議員（3番 櫃田 洋一君） デイサービスや各地域の百歳体操などの取組によって、介護予防、認知症対策等の健康管理が行われております。そして効果も上がっております。以上の点から認定すべきと考えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第70号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 日南福祉会が負担している施設利用料は、減額しているとはいえ、求めるべきではありません。職員の処遇改善に回すべきと考えますので、この特別会計に反対します。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、岩崎昭男議員。

○議員（7番 岩崎 昭男君） 毎年、本当にこの点につきましては同じことを申し上げさせていただきます。この施設の利用料につきましては、令和4年度から前年度決算に基づきまして、いわゆる利益の20%を負担額とするというふうに日南町と日南福祉会との契約の中でうたってあるわけがございます。何らこれによって予算が執行されることは問題ないと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第71号、令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について

での討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和6年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場で討論いたします。

令和6年度保険料の均等割が4,702円の値上げ、所得割率も1.54%の引上げということがございました。物価高騰と年金の実質目減りの影響で生活が厳しい中で、この値上げはすべきではありませんでした。また、いつも申し上げておりますとおり、後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度、これを改めるよう町として国へ申し入れていただきたいということで、反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

令和6年度から保険料率が改定されました。当然値上がりしたわけですが、日南町においては、後期高齢者医療の被保険者の対象者は前年と比較してほぼ横ばいで推移していますが、治療費の高額療養費の件数については大幅に増加している状態です。この広域連合に対する納付金が多く増えたことについては、保険料率の見直しもありますが、現役並みの所得の被保険者が増えたことも要因の一つであるというふうに思っております。そのうち、所得の低い方については世帯所得に応じた軽減措置が取られておりますし、窓口負担の増加についても、現役並みの所得のある方にはやはり負担をしていただくため、この制度を安定して継続するための必要な見直しであるというふうに思っております。以上で、私は、この賛成の意見とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第72号、令和6年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第72号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第73号、令和6年度日南町簡易水道事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第73号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第74号、令和6年度日南町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第74号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12、議案第75号、令和6年度日南町病院事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第75号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

日程第13 議案第78号 から 日程第15 議案第80号

○議長（山本 芳昭君） タブレット人事案件フォルダーをお開きください。

日程第13、議案第78号、日程第14、議案第79号、日程第15、議案第80号の日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、3議案を一括議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第78号、日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

日南町固定資産評価審査委員会委員、大塚二美ですが、令和7年の10月31日に任期が満了となります。引き続き同人を選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

現在、委員になっていただいております大塚二美さんですが、令和7年の10月31日で任期が満了となります。委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。今回ですが、任期が3年間ということでもありますので、御承認いただくようでありましたら、令和10年の10月31日までが任期となります。

大塚二美さんですけども、経歴等につきましては、別紙資料を御参照いただいて御確認をお願いするものでございます。

続きまして、議案第79号、日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

日南町固定資産評価審査委員会委員、木下正紀でございますが、令和7年10月31日に任期が満了となるため、引き続き同人を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

同じく木下さんですけども、任期のほうは3年間ということでありまして、令和10年の10月31日までであります。

木下正紀さんですが、経歴等につきましては、別途資料のほうを載せておりますので、御確認のほうをお願いするものでございます。

続きまして、議案第80号、日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

日南町固定資産評価審査委員会の委員であります向原英之さんでございますが、令和7年10月31日に任期のほうは満了となります。その後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

新たにですが、松本道博さんを選任したいというふうに思っておりますので、お願いを申し上げるものでございます。任期が令和10年10月31日までの3年間でございます。

この方の経歴等につきましては、別途資料のほうに載せておりますので、御確認をお願いするものでございます。

以上、議案3件、御承認いただきますようによろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第13、議案第78号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第78号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14、議案第79号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第79号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15、議案第80号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第80号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第16 令和7年陳情第5号 から 日程第21 令和7年陳情第10号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、陳情審査報告書、総務教育ファイルをお開きください。

日程第17、令和7年陳情第5号、消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃

止を求める陳情書、日程第18、令和7年陳情第6号、デマと排外主義を認めず多文化共生社会の実現を目指す決議を求める陳情、日程第19、令和7年陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書、日程第20、令和7年陳情第8号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書、日程第21、令和7年陳情第9号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書、日程第22、令和7年陳情第10号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書、以上、陳情6件を一括議題とします。

各陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、岩崎昭男議員。

○総務教育常任委員会委員長（岩崎 昭男君） 本委員会に付託されました陳情審査6件の審査報告をいたします。

-----  
陳情審査報告書

令和7年9月25日

日南町議会議長 山本芳昭様

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 岩崎昭男

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第5号「消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年9月11日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

消費税は、全世代型社会保障制度を支える貴重な財源であり、地方を支える大事な財源である。消費税率を5%に引き下げた場合、概算で15兆円以上の減収となる。本陳情には減収分を法人税軽減措置の廃止により賄えるとあるが、景気に左右されやすい法人税頼みでは社会保障のための安定財源確保とならない。

また、インボイス制度廃止については、制度が定着しつつある中、事業者や行政の事務システムや会計処理に大きな混乱を招くこととなる。

-----  
陳情審査報告書

令和7年9月25日

日南町議会議長 山本芳昭様

日南町議会 総務教育常任委員会

委員長 岩 崎 昭 男

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第6号「デマと排外主義を認めず多文化共生社会の実現を目指す決議を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

#### 審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年9月11日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

#### 理 由

本陳情における「デマと排外主義を認めない」との趣旨は、人権尊重や地域社会の健全な発展に資するものであり、その理念については十分理解するものである。

しかしながら、当町においては、現時点でそのような事象は確認されておらず、直ちに議会として特定の意思表示を行う必要性は認められない。

また、差別や排外主義を許さないという理念は、日本国憲法及び関係法令により既に担保されており、地方議会として改めて決議をもって意思表示を行うことは必ずしも必要ではない。

---

#### 陳情審査報告書

令和7年9月25日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会

委員長 岩 崎 昭 男

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第7号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書」につき、審査の結果を報告する。

#### 審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年9月11日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、全会一致をもって採択と決定した。

#### 理 由

本陳情は令和6年陳情第2号と類似した内容であり、これを全会一致で採択した経過がある。

子どもたちの豊かな学びの保障や学校の働き方改革の実現には、教職員定数の改善と処遇の向上が不可欠であり、これらの施策を推進するためには適切な財政措置が求められる。

---

#### 陳情審査報告書

令和7年9月25日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 岩 崎 昭 男

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第8号「『カリキュラム・オーバーロード』の改善を求める意見書採択の陳情書」につき、審査の結果を報告する。

#### 審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年9月11日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、全会一致をもって採択と決定した。

#### 理 由

現在、文部科学省は次期学習指導要領の改定に向け、中央教育審議会の部会において学習内容の重点化を検討課題として掲げている。カリキュラム・オーバーロードの問題に対し、教える内容の厳選や授業形態の見直しに着手しており、新学習指導要領によって改善が図られるものと考えられる。

---

#### 陳情審査報告書

令和7年9月25日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 岩 崎 昭 男

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第9号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

#### 審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年9月11日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

#### 理 由

令和5年の閣議決定により保育士配置基準が改定され、さらに令和7年には1歳児に係る配置改善加算が新設された。しかしながら、配置基準を急速に引き上げることは、人材不足を一層深刻化させるおそれがある。

一方、日南町立認定こども園においては、既に当該基準を充足したうえで、ICTの積極的活用により保育士の業務負担軽減を図っている。

---

#### 陳情審査報告書

令和7年9月25日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会

委員長 岩 崎 昭 男

先に、本委員会に付託された令和7年陳情第10号「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

#### 審査の経過及び結果

本委員会は、令和7年9月11日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

#### 理 由

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の在り方については、こども家庭庁において、他の経営主体とのイコールフットィングの観点や保育人材確保の課題等を踏まえ検討が行われており、その結論をもって判断すべきである。

なお、日南福祉会が運営する「事業所内保育おひさま」は公費助成の対象外であるため、公費助成の継続の有無が直ちに影響を及ぼすものではない。

.....  
以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。なお、質疑のときは、陳情番号をお示し上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、陳情ごとに行います。

日程第17、令和7年陳情第5号、消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第5号に対する賛成者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和7年陳情第5号、消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情書を採択すべき、賛成という立場で討論いたします。いろいろな論点があるんですが、委員会の審査報告の理由に沿って反対というか、述べたいと思います。

まず、消費税は、全世代型社会保障制度を支える貴重な財源であるというふうに書いてありますけれども、これは、もう前から申し上げるとおりに、社会保障制度をちっとも支えておりません。それどころか、この頃、年金は下がるし、子育ての支援金を今度は国保税、後期高齢者医療の保険料から取るというような話もあって全然支えてなくて、法人税、所得税の減税分が消費税に振り替えられてるということは、もうこれは周知の事実であります。

それから、次もひどい誤解なんですけれども、地方を支える大事な財源であるということにつきましても、これも先般の6月定例会で私、一般質問していただいて、執行部に5%に減税したときに、町の財政への影響はどうかということをお聞きしました。そうしますと、収入は5,000万円減ると。ただ、支出のほう、当然町も全部一々支出する際に消費税払ってますから、支出のほうで約9,500万円減るということで、差引き4,500万円得をするということが少なくとも日南町ではあるわけです。だから日南町のような少なくとも小さい自治体では、とても地方を支えるどころか、地方を痛めつける税金になってるということです。

それから、消費税率5%に下げた場合に概算で15兆円以上の減収となるとありますが、これは財源につきましても、陳情者が出した資料に詳しい試算がありまして、いろいろありますけれども、金融資産に対する課税強化、申告所得税の累進税率の見直し、相続税の累進税率の見直し、法人税の特別措置を廃止し、一律税率を累進税率にするといったことで合計56兆円余りの増収が見込めるということで、この一部を行うだけで十分に賄える。これだけいろいろな財源があるわけですから安定的ですし、消費税が安定してるというのは、反対に言うと、所得が低い方からももう漏れなく取る、非常に人を苦しめるそういう税金であるということが明らかなので、そういうものはできればやめたほうがいいんですけど、まずは5%に下げたほうがいい。

それから、最後に、インボイス制度についてですけれども、定着しつつあるとおっしゃいましたが、今これは控除がされてます。ですので、インボイスに沿って必ずしも、消費税をきちんと納めなきゃいけないんですけども、その控除分があるので、これから年数がたつに従って控除分がだんだんなくなってきます。日南町に対しては、直接の影響が一番大きいのは今のところ林業だと思います。山主の方はほとんどの方が非課税事業者で、となると、誰が消費税を負担しなきゃいけないかという、市場が負担しなきゃいけなくなってくるわけです。ですので、その代わりに今、市場は手数料にこの消費税負担分を上乗せしております。今は、まだ控除が効いてるので上乗せ率はたしか2%ぐらいで少ないですけども、これから控除が少なくなっていけば、どんどんこの負担、上乗せ料も大きくなっていく可能性がありますということで、とても制度が定着しつつあるなんて、そんなのんきなことを言われるような状況ではございません。フリーランスの方など小規模事業者の方などについても、ひそかに廃業してる方がおられるのではないかと思います。ということで、ぜひこの陳情を採択すべきと申し上げて、討論いたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。極めてちょっと簡単に申し上げたいと思います。

消費税については、当然もともと、今も一緒に社会保障を支える財源として消費税を

つくったわけです。今この財源の中で消費税を5%に減税をした場合は、私が単純に計算しても12兆円、15兆円という減収ということになります。陳情書のほうにもありましたけども、ほかの財源でということ、例えば所得税とか法人税というのに切り替えることの代替は私はちょっと無理じゃないかと、景気によってかなり左右されますので、12兆円以上の財源を確保できないときに一体どうしましょうかということもあります。

先ほどありました消費税が地方に財源というのは、これは陳情書のほうにも書いてありましたので、それをちょっと引用させてもらったかもしれませんが、消費税の約4割が地方の財源となっています。地方にとっては大きな減収となり、地方の社会福祉政策やサービスについて大きな影響を与えられれます。

それから、インボイス制度については、目的は、消費税を正しく納めていただくと、税率を正しく把握するためであり、消費者から預かった消費税を益税とはせずに国に納税をするための制度であり、制度が定着してきた今、廃止ということになると、いろんな企業が会計ソフトを替えていますので、また元に返すと大変な混乱を招くというふうに考えております。よって、意見書の提出には反対をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和7年陳情第5号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第18、陳情第6号、デマと排外主義を認めず多文化共生社会の実現を目指す決議を求める陳情の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第6号に対する賛成者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和7年陳情第6号、デマと排外主義を認めず多文化共生社会の実現を目指す決議を求める陳情に賛成の立場、採択すべきとの立場で討論します。

日本国憲法は、その前文で、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と述べており、憲法の理念は差別や排外主義を許さない、これは委員長報告のとおりです。また、1978年の最高裁の判決も、憲法が保障

する基本的人権は在留する外国人に対してもひとしく及ぶと明確に述べています。しかし、そうやって憲法が保障しているはずの外国人の人権に対し、それを守るべき基本法すらないのが現在の日本の実情であります。この点、全国知事会が基本法の制定を提言で提案しているということが問題を的確に示しています。

また、陳情者が陳情の法的根拠として、あえて人種差別撤廃条約を持ち出しているというのも、この辺りの法の不整備という事情を考慮してのことだと思われれます。さらに、7月に行われた参議院選挙では、日本人ファーストという排外主義を標榜するスローガンや、外国人は優遇されてるといったデマを振りまく政党が躍進し、相当数の国会議員が当選しました。このことが果たして日南町に住む私たちに無関係でしょうか。

まして、今や誰もが、その気になればインターネットで全国から発信される言説に気軽に接することができる時代です。確かに日南町内で街頭で公然とデマや排外主義が振りまかれたことはないかもしれませんが。しかし、その脅威は着実に、日本にいる外国人の方たちの暮らし、ひいては私たち日本人の暮らしを脅かしています。このようなときに、地域の自治に責任を持つ町議会が、デマや排外主義を認めず、多文化共生社会を目指すとはっきり意思表示し宣言することは、日南町に暮らす全ての人たちを安心させ、町や町議会に対する信頼を醸成するのではないのでしょうか。

最後に、参考までに申し上げますが、お隣の南部町の町議会は、昨日、差別、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す意見書を全会一致で採択したそうです。南部町議会をまねせよと言うつもりはございません。しかし、日南町では、住民の方たちが危機感を抱いてこうして陳情を提出してくださっています。ぜひ採択すべきであると申し上げ、私の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

3番、櫃田洋一議員。

○議員（3番 櫃田 洋一君） 私たちの日南町はじめ多文化共生社会を目指してる自治体は、ALT、CIRを招致し、国際感覚を育む教育をしています。特別に外国人という区別をするのではなく、共に暮らし、共に生活することが重要ではないのでしょうか。以上のような点から、不採択すべきと考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和7年陳情第6号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告

のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第19、令和7年陳情第7号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、採択です。

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和7年陳情第7号の委員長報告は、採択です。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第20、令和7年陳情第8号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第8号に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 国の調査によると、公立小・中学校教職員は、持ち帰り残業を含み平日11時間半働いていて、土日出勤もあるということです。高校でも平日10時間36分働いているという調査結果です。教職員は、授業準備や子供とじっくり向き合う時間が取れないと訴え、子供や親は、先生が忙し過ぎて声をかけづらいと困っています。子供の不登校、教職員の休職も増えていきますし、教員の成り手不足にもつながっています。

また、今の授業は、子供にとって多過ぎて教育効果も上がらないと指摘されています。次期の学習指導要領の改訂では、内容の見直し、標準授業時間の削減が必要だと思いますので、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書を採択すべきと考えます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

3番、櫃田洋一議員。

○議員（3番 櫃田 洋一君） 文部科学省の中央審議会の特別委員会は、9月5日、児童生徒の状況に応じた柔軟な教育課程が編成できるよう、学校現場の裁量を拡大し、各教科の授業時間数の増減を一定範囲で可能にする制度を導入とのことであります。また、鳥取県教育委員会において、各市町村の教育委員会、学校に実態や指導体制に応じた業務の効率化等の対応を求めているとのことであります。こうした状況を踏まえて、日南町議会として採択ではなく、不採択と考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和7年陳情第8号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第21、陳情第9号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第9号に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 子供たちにもう一人保育士をとという運動の積み重ねで、昨年2024年、何と76年ぶりに4、5歳児配置基準が30人に1人から25人に1人に改正されました。3歳児は15人に1人に法改正されました。76年間待たされた改正ですが、期限を定めない経過措置として4、5歳児は30人に1人、3歳児は20人に1人の保育士での運営も可能とされています。保育園での事故を防ぎ、子供たちの健やかな成長を保障できる保育基準の引上げは必要ですので、この意見書を上げることに賛成します。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 反対の立場で討論します。

先ほどの理由が、ほとんどもうそのとおりでございまして、2年前もこの内容がございました。そして先ほど言われましたように、76年ぶりですか、なりました。そして今、日南町の本園、2つの分園、これが国、県の基準に十分満たしているのも、町としては、これは出す必要はないと考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和7年陳情第9号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告

のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第22、令和7年陳情第10号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第10号に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） この意見書で言われている社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、保育所だけが加盟する共済制度ではありません。社会福祉法人が経営する福祉施設、介護保険施設で働く職員の退職手当共済制度です。日南福祉会も、全職員がその対象にはなっていないということですのでけれども、加入しております。退職手当金支給財源の3分の2が公費助成、残り3分の1を福祉会が負担しています。公費助成がなくなり、全額を日南福祉会が負担することになれば、経営に大きな影響が生じ、職員の待遇、職員の確保にも影響が出ます。来年度までに結論を出すという段階で国に強く声を上げていくことが大切です。地元の社会福祉施設を支える自治体の議会として、この陳情は採択すべきと考えます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 私は、この陳情、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、現在、継続中ですが、経営主体間のイコールフットィングの観点、つまり社会福祉法人であったり、株式会社であったり、そういういろんな違いがありますので、それに対して保育人材の確保の問題等もあり、令和8年度までに結論を出すということとされていますので、私としては、結果を待つべきだというふうに考えております。

また、先ほどありましたが、日南町内の社会福祉法人が運営する保育事業、おひさまですね、日南福祉会が運営する事業者内保育施設としておひさまがありますが、社会福祉施設職員等退職手当共済法の公費助成適用外となっております。つまり日南町議会として、意見書の提出は今現在としては必要ないと考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 陳情第10号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書に賛成、採択すべきとの立場で討論いたします。

ちょっとただいま討論、誤解もある感じがするので、日南福祉会の運営している保育施設のおひさまは、認可保育所ではないというようなこともあるんですかね、対象になってないようですのでけれども、職員の方、普通の介護の職員の方がこの共済制度の公費助

成の対象になってる方もおられる、全員じゃないにしてもなっとるということですので、日南町にも大いに関係ある。保育所等って書いてありますから、ちゃんと陳情には、社会福祉施設職員等退職手当共済制度ですので、保育所だけではございませんので、その点、誤解なきようにということで、もしこれがなくなれば、本当に日南福祉会にとって大変なことになると思います。ぜひこの陳情を採択すべきです。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 私は反対の立場ですが、私どもも、やはりこの件で、公費助成の継続ということですから、現在公費助成をしてるということに限り調査をいたしました。今言われました日南福祉会も公費助成の対象外となっておりますと聞いてるので、これについては……（発言する者あり）いや、それについてちょっといろいろ調べたんですけども、私どもとしては、これは出す必要ないと、要するに公費の継続ですから、してないのに継続はないと思っておりますので、出す必要はないと思っております。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和7年陳情第10号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時35分からといたします。

午前10時22分休憩

午前10時35分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで訂正がございます。

日程番号でございますが、日程第15の次が日程第17となっております。日程第16が抜けておりました。先ほど申し上げました日程第17、令和7年陳情第5号というところでございますが、これは訂正をさせていただいて、日程第16、令和7年陳情第5号、その次が日程第18が17、19が18、20が19、21が20、先ほど申し上げました日程第22、令和7年陳情第10号、この22が21ということで訂正をさせていただきたいと、1つずつずれておりましたので、訂正をさせていただきたいと

思います。

---

日程第 2 2 令和 7 年陳情第 4 号

○議長（山本 芳昭君） 続きまして、陳情審査報告書、経済福祉ファイルをお開きください。

日程第 2 2、令和 7 年陳情第 4 号、牛ノ尾川の維持管理に関する陳情書を議題とします。

本陳情は、さきに経済福祉常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、櫃田洋一議員。

○経済福祉常任委員会委員長（櫃田 洋一君）

.....

陳情審査報告書

令和 7 年 9 月 2 5 日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 経済福祉常任委員会  
委員長 櫃 田 洋 一

先に、本委員会に付託された令和 7 年陳情第 4 号「牛ノ尾川の維持管理に関する陳情書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和 7 年 9 月 1 1 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって趣旨採択と決定した。

理 由

牛ノ尾川は通常砂防河川に位置づけられ、鳥取県が管理する河川である。各まちづくり協議会等から健全な河川管理を求める要望も出ており、町は牛ノ尾川を含む 1 3 件の河川砂防事業を県に繰り返し要望している。

特定の地域だけでなく町全体の重要案件として県へ働きかけており、趣旨採択すべきとした。

.....

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 2 2、令和 7 年陳情第 4 号、牛ノ尾川の維持管理に関する陳情書の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択です。

まず、原案である陳情第4号に対する賛成者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和7年陳情第4号、牛ノ尾川の維持管理に関する陳情書を採択すべき、賛成という立場で討論いたします。

委員会でもそうだったんですけれども、この趣旨は皆さんよく分かると、理解されるということだと思います。それで、住民の方の意見としては、繰り返し要望しているが、何ともならないと。だから、やむにやまれず陳情を議会へ提出したということです。この陳情は、何も別にこの牛ノ尾川の問題のところを最優先でやってくれとかっていうような陳情ではなくて、とにかく速やかにやってくださいというそういう陳情ですので、この陳情を採択して、県に13件とともに、1件についてはこういう陳情も出てますということで、やはりさらに強く申し入れればよいというふうに私は考えますので、採択すべきと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 私は、委員長報告に賛成の立場で発言させていただきます。

委員長の結果に対して、ダブるところがたくさんあるわけなんです。経済福祉常任委員会では、現地調査を行い、特に河川に繁った樹木は伐採する必要性は感じました。しかし、牛ノ尾川は、通常砂防河川に位置づけられており、鳥取県が管理する河川であります。また、町に対して、各まち協から町の行政プロセスに沿って毎年多くの河川掘削をはじめとする健全な河川管理を求める要望が寄せられております。その中で、町からも牛ノ尾川を含む13件の河川砂防事業として県に強く要望を繰り返し行っておられます。この現状を踏まえると、特定の地区だけでなく町全体の同様な案件の重要性を認識して県への働きかけを継続する、そういった意思表示として現段階では趣旨採択とすべきと考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和7年陳情第4号の委員長報告は、趣旨採択です。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第 2 3 発議第 7 号

○議長（山本 芳昭君） 発議第 7 号ファイルをお開きください。

日程第 2 3、発議第 7 号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、岩崎昭男議員。

○総務教育常任委員会委員長（岩崎 昭男君）

.....  
発議第 7 号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 岩 崎 昭 男

.....  
少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、国の小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては26年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情に十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配

の削減は行わないこと。

4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

鳥取県日南町議会議長 山本 芳昭

(提出先)

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 石破 茂 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様  
文部科学大臣 あべ 俊子 様

以上です。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第23、発議第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24 発議第8号

○議長(山本 芳昭君) 発議第8号ファイルをお開きください。

日程第24、発議第8号、簡易水道事業及び下水道事業への財政措置の強化を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、櫃田洋一議員。

○経済福祉常任委員会委員長（櫃田 洋一君）

.....  
発議第 8 号

簡易水道事業及び下水道事業への財政措置の強化を求める意見書  
提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会  
委員長 櫃 田 洋 一

.....  
簡易水道事業及び下水道事業への財政措置の強化を求める  
意見書（案）

日南町の簡易水道事業は昭和 30 年代から始まり、およそ 60 有余年が経過している。また、下水道事業は平成 8 年から事業開始され現在 29 年が経過している。両事業とも今後、老朽化に伴う更新や耐震化などが必要となる。人口減少に直面する中で有収水量の減少は避けられず、また物価高騰で日常の維持管理や修繕に必要な経費も増大していることから、安定的な事業経営が難しい状態に追い込まれている。

元々、中山間地の小規模な自治体では、都市部の大規模な自治体に比べてスケールメリットが得られにくく、簡易水道事業と下水道事業の使用料を高く設定せざるを得ない。これまで住民はその負担に耐えてきたが、高齢化で年金生活者が増えた上、引き続き物価高騰は住民の暮らしを圧迫している。このような中、町は令和 8 年度からの簡易水道使用料の引き上げを計画しており住民の負担は増大する。

地方創生がうたわれ都市部からの移住定住が推奨される中でも、生活のインフラが必ずしも充実していない中山間地の自治体は人口の社会増を自然減が大幅に超過する状態を脱することができていない。生活に必須のインフラである簡易水道と下水道の使用料をせめて周辺の地方小都市よりも低く抑えることが好ましいが、財政的にそれが難しい状況にある。

生活に必須のインフラであり、また移住定住者を迎えるためのひとつのポイントである簡易水道と下水道の使用料を抑制しつつ、長期的に安定した事業経営を続けるために以下を強く求める。

1. 中山間地域に対する高料金対策への財政措置を早急に強化すること。
2. 将来的に簡易水道事業、下水道事業を安定して運営するために必要な設備更新や耐震化などへの財政措置を早急に強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

鳥取県日南町議会議長 山本 芳 昭

(提出先)

衆議院議長 額 賀 福志郎 様  
参議院議長 関 口 昌 一 様  
内閣総理大臣 石 破 茂 様  
総務大臣 村 上 誠一郎 様

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第24、発議第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 発議第9号

○議長(山本 芳昭君) 発議第9号ファイルをお開きください。

日程第25、発議第9号、生活保護基準引き下げに対する「いのちのとりで裁判」の最高裁判決を踏まえた早期の全面解決を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

5番、岡本健三議員。

○議員(5番 岡本 健三君) 提出者として、意見書の趣旨説明させていただきます。

発議第9号、生活保護基準引き下げに対する「いのちのとりで裁判」の最高裁判決を踏まえた早期の全面解決を求める意見書提出について。

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。日付は本日、提出者は私、岡本健三、そして賛成者が荒金敏江議員です。

次のページを見ていただければと思いますが、意見書の内容についてです。

生活保護基準引き下げに対する「いのちのとりで裁判」の最高裁判決を踏まえた早期の全面解決を求める意見書の案ということで載っておりますが、まず、このいのちのと

りで裁判ですけれども、これは、国が、2013年8月から3回に分けて生活保護基準のうちの生活費部分である生活扶助基準を平均6.5%、最大で10%、年間削減額が670億円、こういう引下げをしたと。この引下げは物価偽装までして強行した大幅引下げだったということで、全国29都道府県で1,000人を超える方が裁判を起こしています。

ちなみに、先日の一般質問で、この日南町での対象の方ということをお聞きしたところ、対象期間中の被保護世帯、生活保護を受けてた方の世帯が延べ895世帯、ただ、影響については、いろいろあるので直接影響があったかどうかは分からないということでしたが、少なくともこの895世帯の方が影響を受けた可能性があるということです、町内で。

これに対して最高裁判所が、去る6月27日にこの引下げ処分の取消しをする判決を言い渡しました。判決では、生活保護法8条2項は、保護基準は保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすものとすべき旨を規定しているということを指摘しまして、生活保護利用者の生活実態とかけ離れた物価変動率を用いた保護基準の引下げを違法としました。

これはどういうことかということ、生活保護世帯の消費実態とかけ離れた一般世帯の消費支出を基に計算したということにして、これは、当時、テレビとかパソコンが非常に安くなった、物価が下落したわけですけれども、生活保護を受けてらっしゃる世帯では、こういったテレビとかパソコン等は一般の世帯の3分の1から4分の1の世帯しか購入することができなかったということで、全く一般世帯と影響が違うのに一般世帯の物価変動率を用いたということで、これは違法であるということです。そして、判決では、これは憲法13条の個人の尊厳、憲法25条、生活保護、3条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵すということで、これを考えれば当然の判断であるということです。

意見書では、「この判決に従い、国が次の事項を速やかに実施するよう求める」ということで、4つの要望事項について読み上げます。

まず、1、保護費の引下げの影響を受けた全ての生活保護利用者に対して国は直ちに謝罪すること。2、専門家委員会の審議を理由に被害回復を引き延ばすのではなく、直ちに被害回復を行うこと。また、各地の係争中の訴訟を速やかに終わらせ、被害回復に取り組むこと。3、保護費引下げの影響を受けた2013年当時から現在までの生活保護利用者に対する違法な行政処分の速やかな被害回復を進めること。4、違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団、当事者が参加した検証を行うことということで、これを地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで、日付は本日で、提出先は、衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、石破茂様、厚生労働大臣、福岡資麿様ということで、御賛同をいただきたいと思えます。

以上で趣旨の説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第25、発議第9号の討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番 大西 保君） 私は、意見書提出に対して反対の立場で討論いたします。

先ほど提出者は、9月の定例会の一般質問で、日南町内で影響を受けられた人数と扶助費削減の総額を聞かれました。減額や増額もあり、直接影響を受けた住民の数や削減金額を正確に算定するのは困難があるとの答弁がありましたが、この生活保護費の基準は厚労省の方針によって支給されるものであります。このたびの判決を受け厚労省が8月13日から複数回会議を開き、国としての今後の対応を取りまとめることになっておりますので、それを見守りたいと思っております。

この中で、いろいろ調べてみましたら、大変項目が多く、毎月変わる可能性、世帯数、年齢、それから地域性、転出、転入、そういった3年間、2013年から15年、3年間を今から、でも、判決ではもう決まっておるので国の責任においてきちりすると思っておりますので、やはり正確性とか、それをしないと多かたり少なかりすると大変混乱を招きますので、今、国として、その辺は専門家委員会できちんと対応されている会議を開いておられますので、日南町として今この意見書を出す必要はないと考えます。以上であります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 国は、2013年から15年にかけて平均6.5%、最大10%の引下げを行いました。これによって、目が見えなくなった独り暮らしの男性の方が友人と会うことをやめたという受給者の声が報道されています。物価が下がれば生活費が少なくて済むはずという判断で生活保護の支給額を下げたわけですが、当時の総務省の消費者物価指数はマイナス2.35%でした。厚労省は、独自の指数を用いて物価下落率をマイナス4.78%としました。デフレ調整と言われています。この物価下落率などを根拠に平均6.5%、最大10%引き下げたわけです。厚労省の計算は、テレビ、ビデオレコーダー、パソコンなど値下がりしやすい品目の影響を強く反映していました。これは恣意的な指数だと原告たちは主張しました。また、生活保護の見直しは、専門家による会議で検討され、厚生労働大臣がその報告を踏まえて基準を改定するのが通例だったのですが、専門家による会議は検討されませんでした。

最高裁判所の判決では、物価の変動は、生活保護の基準を見直す指標の一つだが、専

門家の審議、検討が行われていないなど、専門的な知識に基づくとは認められない。デフレ調整の判断過程と手続には誤りがあったとして、生活保護の引下げを取り消す判決を言い渡し、国の敗訴が確定しました。三権分立の原則からいって最高裁判所の判決に政府は従わなくてはいけないはずです。しかし、国は3か月近くたっても、原告に引下げ分を補償するどころか、違法とされた当時の判断について謝罪すら行っていません。

また、生活保護の基準は多くの制度に連動します。例えば最低賃金、介護保険の自己負担限度額、就学援助、住民税非課税基準など47の制度に連動するので、生活保護を受給していない人も決して無縁ではなく、国民全体の生活基準なのです。健康で文化的な生活を全ての国民に保障する憲法25条を国民生活に生かしていくという観点で、まさに命のとりでです。多くの自治体から、早くこれを認め、補償していくように声を上げていくことが私たちの生活を守っていくために必要です。ぜひ意見書に賛同をお願いします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本件は、否決されました。

---

#### 日程第26 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおり決定しました。

---

#### 日程第27 委員の派遣について

○議長（山本 芳昭君） 日程第27、委員の派遣についてを議題とします。

今後予定されています委員の派遣については、委員の派遣についてファイルのとおりです。

お諮りします。委員の派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣については、委員の派遣についてファイルのとおり決定しました。

---

日程第 28 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） 閉会中の継続調査ファイルをお開きください。

日程第 28、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、行政調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

○議長（山本 芳昭君） ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。中村町長。

○町長（中村 英明君） 令和 7 年 9 月の定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきますと思います。

まず、全ての議案承認に御礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、先ほどいただきました議会からの審査意見内容、そして監査委員によります審査意見書の内容につきましては、早急に対応策を取りまとめて方向性を示し、進めてまいりたいというふうに思っております。

ヒガンバナが一気に咲き始め、町内に彩りをつけてくれております。稲刈りがスタートしておりますけれども、雨の隙間を縫う形で、なかなか思うように進まない状況かなというふうに思っております。先般ですが、JA 鳥取西部より米の概算金の追加であります。1 俵当たりが 9,000 円を追加するという精算金として整理するという文書通知のほうがありました。米農家の収入安定につながればというふうに思っております。

自民党の総裁選が先日の 22 日に告示され、5 の方が立候補されております。10 月の 4 日投開票がされるということでもあります。昨年 9 月の 27 日の総裁選で、人口最少県、鳥取県から初となります石破茂氏が当選されました。約 1 年間という期間ではありましたが、内政や外交に、特に地方創生 2.0 の創設など尽力されたことは、国民の皆さんに示された実績は大きいというふうに思います。せめて任期までと期待しておりましたけれども、残念ですが、大変お疲れさまでしたと思っておるところであります。

また、世界陸上東京大会が開催されました。全体として、日本人の活躍が目につくことが多くなったかなというふうに個人的には感じておるところであります。世界も進む競技力の中で人の限界に挑戦する姿に、勝っても負けても涙する感動を与えてくれた大会ではなかったかと思っております。

また、先日、日南病院の建設につきまして、延期とする判断をさせていただきました。これから町民の皆様に説明し、理解を得るよう努めるとともに、これからの役割がより重要と思っております。様々な関係者と協議し、よりよい方向性を見いだしていきたいと思っております。

また、中断しておりました中心地域整備計画ですが、10月から再開することとしております。この計画の樹立と実行が地方創生につながり、日南町が活気と将来性ある市町村として認めてもらえるよう、町民の皆さんと共に新たな一步を踏み出していきますので、御理解と御協力をお願いし、9月定例会閉会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

---

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は以上をもって全て議了しました。これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和7年第5回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会とします。

午前11時15分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 9月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日をもちまして9月定例会を無事閉会する運びとなりました。

今期定例会では、令和7年度補正予算や条例の一部改正、さらには、令和6年度決算審査など、多岐にわたる重要案件について慎重に審議していただき、活発かつ建設的な議論を重ねることができました。議員各位の御尽力、そして執行部の皆様の御協力に心より感謝申し上げます。

また、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、中心地域及び住宅政策調査特別委員会において、町長から日南病院新病院基本構想に関する対応方針が示され、新病院の建設延期が表明されました。急激な経済変動により紆余曲折を経てまいりましたが、このたび明確な方針が示されたことも大きな一步であります。これにより、止まっていた中心地域整備計画検討委員会も再始動し、日南町のランドデザインが具体化していくものと期待をしております。我々議会も積極的に議論を深めてまいります。

さらに、今回の決算審査で明らかになった課題については、執行部におかれまして真

摯に受け止めていただき、今後の予算編成においては一層の効率化と透明性の向上を図っていただきたいと存じます。あわせて、町民の皆様に分かりやすく説明し、信頼関係をより強固なものにしていただければ幸いです。

結びに、今期定例会を通じて御尽力いただいた議員各位並びに執行部の皆様に改めて深く感謝を申し上げます。今後とも、執行部と議会が一丸となって、町民福祉の向上を共通の目的としてより一層の御尽力をお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

---